

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 140 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 140 条第 6 項の規定により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 10 月 1 日

山口地方法務局筆界特定登記官



記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 8 号

対象土地 周南市五月町 5 2 6 番 1

周南市五月町 1 番

手続番号 令和 8 年第 9 号

対象土地 周南市五月町 2 番

周南市五月町 1 番

2 関係人の氏名又は名称

児玉豊吉

河内山利作

品川基幸

上杉久吉

河村丑之助

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。